

第1回介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会合同会議 会議録

1 日 時 平成27年10月22日（木） 午後2時15分から午後4時まで

2 場 所 川崎市役所第3庁舎18階大会議室

3 出席者

（1）委 員

（出席 17名）

竹内委員、関口委員、新井委員、石川（公）委員、柿沼委員、川田委員、佐野委員、
染谷委員、中馬委員、戸田委員、花村委員、原田委員、平山委員、丸山委員、三津間委員、
吉田委員、渡辺委員

（欠席 3名）

石川（恵）委員、齋藤委員、三竹委員

（2）事務局

福芝地域包括ケア推進室長

佐藤長寿社会部長

高齢者事業推進課：関川課長、長井事業者指定係長

高齢者在宅サービス課：手塚課長

介護保険課：本間課長、菊川管理係長、田村保険料係長、飯田給付係長

地域包括ケア推進室：河合担当課長、熊切担当課長、小林介護予防担当係長、
岩丸地域包括支援担当係長

4 傍聴者 1名

5 議 題

（1）議長及び副議長選出（公開）

（2）協議事項（公開）

①介護予防・日常生活支援総合事業について

（3）報告事項（公開）

①幸区幸町老人ホームの事故について

②介護保険法等に基づく施設等の基準条例の改正について

③介護保険制度改正における費用負担に関する見直しについて

④川崎市介護保険の執行状況

⑤地域密着型サービス等部会の報告

（4）その他（公開）

6 審議経過

(1) 議長及び副議長選出（公開）

本間課長： ただいまから、第1回合同会議に入りますが、その前にこの会議の公開についてひとこと申し上げます。

本日の会議につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づく非公開事項がないため、公開の取扱いとなります。御了承をお願いいたします。

それではまず、議題の（1）議長及び副議長の選出については、1ページでございます「資料1」のとおり、「介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会合同会議実施要領」第2条の規定により、議長及び副議長各1名を、委員の皆様による互選により選出することとなっております。事務局案としましては、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の竹内会長に議長、関口副会長に副議長を、お願いできればと存じておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【 異議なし 】

本間課長： それでは、異議なしということでございますので、議長には、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の竹内会長、副議長には、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の関口副会長と決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(2) 協議事項（公開）

竹内議長： それでは、早速ですが、協議事項①「介護予防・日常生活支援総合事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料2」により説明）

竹内議長： ただいまの事務局からの説明及び事務局案につきまして、御意見・御質問はありますか。

柿沼委員： 6ページの本市における要支援者のサービス利用状況の中で、ヘルパー等の専門職による支援が必要と思われる利用者は、全体の25%とされておりますが、認知症の方で要支援1の方はいいのですが、要支援2の方は対応が難しいため、長い目でみると専門職による対応が必要で、それが悪化の予防につながると思います。横浜市で介護サービス事業者に対し、デイサービスを利用している方で、現状のサービス提供が必要と思われる割合を調査した結果として68%という数字が出ております。川崎市は25%と出ていますがその点どうお考えですか。

竹内議長： この集計は認知症を個別対象としておりますか、それを含んだ全体と考えますか。

熊切課長： 全体となっております。

柿沼委員： 認知症の入り口の方を包括支援センターで取扱う件数が今後増加すると考えられる中で、サービス種別の内容を包括支援センターなどで抑えられるようにしておかないと、費用を勘案する上で影響してくるのではないかと思いますので検討課題に入れていただきたいと思います。

竹内議長： 今後さらに議論を深めて精密化させていくために、そういう視点も必要だというご指摘だと思います。

川田委員： わたしの町のすこやか活動支援事業は終了して総合事業の中で、全く新しいものとして立ち上がるのでしょうか。

熊切課長： 既存の団体に対して補助金という形ではなく、総合事業として行っていただく場合もございます。新規の団体に対しては助言などを行いたいと考えおります。

川田委員： 補助金は無くなり助言などのみで新規に事業を行いなさいということですか。

小林係長： すこやか活動支援事業への補助金は、複数の地域活動団体が、町内会、民生委員などと連携し、地域のネットワークを広げ、見守り、介護予防を行っていただくことを目的としたものでした。現在、一定の連携はなされている状況ですが、新たな団体との連携が少なくなってきたこと、役員の高齢化が進んできていること、補助金の使途についても課題があったことなどもあり、補助金交付事業としては見直しを図ることとなりました。どの団体も地域に根付いている状況は把握しているので、今後も介護予防としての活動などは継続して行っていただくことと共に、地域の方を巻き込んで、互助の部分として生活支援をしていただき、更にステップアップして総合事業としてサービスを提供していただける団体については、単年度の立ち上げ支援のための補助金を検討しております。しかしながら、全ての団体は困難だと考えておりますので、これまで通り活動を継続される団体へは、活動継続のための助言や、講師派遣などの支援を引き続き区役所が行うなどの方向に切り替えてきているといった経過がございます。

川田委員： よくわかりました。ありがとうございました。

戸田委員： 総合事業を行うに際して、住民ボランティアを根付かせるのが大切なのかと思います。そのために、関係先とボランティアの役割分担が明確になされれば、ボランティアをされる方は多数いらっしゃるのでは、継続して行えるかと思います。そのためにも、行政機関とコンタクトが取りやすいような体制作りをしていただく、PRも併せて行っていただければと思います。

竹内議長： 現にボランティアをなされている方からみると、どのような仕組作りがあるともっ

と簡単にボランティアに協力できるか具体的なものはありますか。

戸田委員： デイセントー事業を行っていますが、場所の確保が大変だと感じています。

竹内議長： 役割分担というのはボランティア間での話になりますか。

戸田委員： ボランティアと行政の役割分担の話となります。

竹内議長： 例えば、介護保険で行われている要支援事業の中身として、掃除だとか、買い物の手伝い等は市民の力を借りようという発想ですが、ボランティアから見るとそんなにたいしたことないのか、それとも大変なことなのでしょうか。

戸田委員： 要支援は軽ければ手助けできる部分は多いと思います。

竹内議長： 市の方は、担い手に困っているわけです。ですから、現在の訪問介護事業所に話を持ち込んで、7割くらいの金額でやってくれないかという考えをもっているわけで、どこの自治体も苦肉の策というわけです。市民の力を借りましょうと国は言っていますが、どこにどういう人がいて、ほんとに貸してくれるのか確信がなく、それでいて29年度にスタートしろということです。そこで安直な方法としては訪問介護事業所に行って、介護保険が財政的にもたなくなってきたことから、今までは事業としてやってきたものと同じことをボランティア的にやってくれないかということです。それを7割くらいでやってくれないかというのが案です。そんなことやらなくても俺たちに場所や情報だとか連絡網だとかそういう仕組みづくりをしてくれれば、その多少ばかり買い物と一緒に行って、重い物を運ぶだとかはできるけれど、身体介護だとか、掃除は家に入るからやりにくいだとかそういう色々なものが出てくるのかと思います。その辺の市民感覚的な意見だとか出来ないとしてもこれをこうしてくれればできるだとか、それを実行するにあたりどこに誰がいるだとか、個人情報だっていわれると何もできなくなるのだがその辺は垣根をとらないとできないとかそういう意見が出てほしいです。

戸田委員： 最初から買い物や掃除の手伝いは敷居が高い。お年寄りには外出を少しして話ができるようなそういう場ができればいいと思います。そういう手伝いはしやすいのです。

竹内議長： そういう場の具体的な例を言っていただけますか。

戸田委員： いこいの家だとか包括のスペースだとかちょっとしたお茶会でいいです。

竹内議長： 公民館の空間だけあっても仕組みが無いと機能しません。呼びかけは区・地域包括支援センターでやって欲しいだとか、その辺も自由に任せてもらえればやるよだとかその辺の議論が欲しいわけです。市民のボランティアをしている立場の御意見をいただかないと、あと10年もすると戸田さんの介護保険料が1万2千円ぐらいになって

しまいます。

渡辺委員： 4 ページですが、訓練型訪問サービスの単位が 30 分から 120 分まですべて同一なのでしょうか。また、現行相当サービスが現行相当的なサービスになるのでしょうか。スーパー基準緩和サービスは民間企業などが行うイメージでしょうか。3 点につきお聞きしたい。

熊切課長： 訓練型の訪問サービスは自立を主眼としており、そのために必要な時間を利用していただくため、報酬単価が現行の報酬と同一となっております。

渡辺委員： ケアマネージャーは限度額のことを考慮してサービス計画書を作成していると思うので、そうすると困るのではないのでしょうか。

竹内議長： このページはケアマネージャーについて脇に置いて考えていただければと思います。訪問介護の仕組みを想定してみてください。

渡辺委員： プランを立てる段階からして難しいのかと思います。質のいい人はお金を稼げますよ。悪い人は稼げませんよと言われているように感じます。

竹内議長： 訓練型訪問サービスが実際のところ具体的に何を言っているのか、ヘルパーさんがどのようなことを担うのかがイメージされていません。行政の体質みたいなものですが、何を具体的に行うのかはどうしても基準がどうであるということになります。基準を厳しくして一定の訓練だとか研修を受けた人を想定すると訓練型になるし、現行相当型などは、例えばヘルパー 2 級の仕事を想定しているわけでしょうか。基準緩和は費用が少し下がる分、少し自由にできるだとか、スーパー基準緩和型は誰でも出来るようなものを指しているようです。想定した設定が実在しうるのかを議論しなければいけないと考えられます。

渡辺委員： 例えば訓練型ならば痰の吸引ができるだとか、医療的行為が行えることを想定していたりするのでしょうか。

竹内議長： 事務局としてはそこまで詳細は出てきていない状況ですか。

熊切課長： 要支援 1・2 の方は基本的に身の回りのことができると考えておりまして、もう少し頑張ると外出時間が長くなるとか、家事を自分で行えるようになることを目標としている方で、原則 3 ヶ月程度で訓練効果が見込まれ、訪問介護や訪問リハを利用されている方を前提として考えています。あくまでも自立を主眼としております。スーパー緩和基準については、指定基準は考えていきたいと思っています。

渡辺委員： スーパー緩和基準は要介護認定申請していない方でも利用できますか。認定が下りなくなっていて困っているという話を聞きます。

小林係長： 要支援認定者も利用可能ですし、基本チェックリストで事業対象者と判定されれば、必要なサービスを利用できる仕組みとなっております。

原田委員： 介護認定で要支援とみなされた方とチェックリストにおいて事業対象者となった場合において同様のサービスを利用することになるのでしょうか。

熊切課長： はい、そのようになります。3ページにも記載がございますが、当初は混在しているものと考えています。

原田委員： 今後も介護保険の要支援認定が継続されていくかどうかということと、チェックリストの回収率が悪かった現状があるところで、総合事業での通所介護の利用が上手くいくのかどうか、サービスが細分化されると利用者が選択できるのでしょうか。細分化したのは財政的な面からでしょうか。

竹内議長： これまでの介護保険は何らかの社会的支援が必要な高齢者を見分けて支援をしようというのが骨子です。ところが段々と制度が変化してくると、あくまでも悪意でみると、要支援認定を受けるとサービスが利用できない、排除するような認定の性格を持ち始めるのではないかと思います。制度上の文言は美しく語られているが、実態としてはほとんど何も残っていきません。介護保険の動向は要介護3・4・5の人達になりそうで、それ未満の人達は何やかんや言われても実態は助け手がないという危機感があります。訪問介護で区分けが出てくると記載してあるが、ほんとにこうなるのでしょうか。川崎市としては後ろに市民がいて、福祉や健康に対する責任はあるわけなので、何も残りませんでしたというわけにはいきません。事務方は国から言ってくることを市の言葉で置き変えています。

熊切課長： チェックリストは二次予防事業が廃止されましたので、一律郵送は行いません。迅速なサービスに繋げるために使用いたします。川崎市では要支援1・2と想定される方で訪問介護・通所介護を利用される方は従来の認定申請をしていただく方向で検討しておりまして、29年度から完全実施する予定となっております。更新申請の方に対してはケアマネージャー等を通じてチェックリストを行っていただき、総合事業へ移行していただくようすすめていければと考えております。

平山委員： 担い手が一体全体どうなってしまうのだろうと思っておりまして、介護施設や地域包括支援センターでボランティアさんが高齢化していて若手の育成が必要ですが、難しい状況にあります。川崎市は人口が増加していますがこれから真剣に考えていかないと、介護の施設でも人がいなくて空所にしているところがたくさんあります。基準緩和サービスにおいて単価が下げられても、誰でも出来るというわけにはいかないのではないかと考えます。認知症の方や被害妄想がある方が中にはいらっしゃるわけですよ。ヘルパーさんがそのような対象の方の家に入っていく場合に問題が生じてくると考えられます。現行は介護保険で賄っている部分が総合事業に移る場合に個人情報の問題やある程度の一定知識の守りごとが必要だと思えます。ヘルパー2級がなくな

って、初任者研修が必要になり以前は2級の方でも入ってこられたがその辺でのギャップが生じることで人材不足が生じていると思います。国の動向に従っていく際に、以前ヘルパー3級よりも手前のプレヘルパー制度のたぐいのものを復活させて窓口を広げるのはいかがでしょうか。

柿沼委員： 担い手づくりの件ですが、新オレンジプランの施策中で認知症カフェなどの居場所づくりを行う動きがあります。川崎市では麻生区の包括が成功していて、その担い手の中にはサポーター養成講座に参加していただいた方にお手伝いをしていただいています。サポーター達が自ら行えることには限界があるため、場所や活動資金を行政などと連携していければと考えます。3ページの図で今後の予定の説明を市民に対してどのように行っていくのでしょうか。8月の制度改正では利用者に対しケアマネジャーからの説明がなされましたが、市からの市民に対する説明や周知不足の関係で、利用者が混乱し、不安がある旨の問い合わせがネットワークの方にありました。今回のこの改正については市民説明会を開催する、広報にて周知をしっかりと行うなどの方法をとっていただきたいと考えています。

熊切課長： 市政だよりへ掲載できるようにしたいと考えているのと同時に、個別通知は困難なため、リーフレットなどを利用して周知を行いたいと考えております。

竹内議長： 市民に対する働きかけは今後も継続される壮大な議論のため、この資料は訪問介護システムをどのようにしていくかを説明しているため、議論を分けていきたいと思います。

吉田委員： 介護度の低い方々は、今後自分たちはどうなるのであろうということを耳にします。実際このような資料が出てくると市民への説明が重要になります。市民の担い手というが町会ですら見守りを行うのが難しい現状であります。ヘルパー3級よりもう少しハードルが低い制度があればよいのではないかと思います。

竹内議長： 昔、有償ボランティアという言葉が流行った時があってそれに近いようなイメージでしょうか。

丸山委員： 高齢者福祉のしおりと5ページを対比してわたくしはわからないことがありましたので述べさせていただきます。支給限度額が28・29年度は変更ないのか。利用回数の上限がどうなるかの点であります。

竹内議長： これは介護保険が出来た時に、野放図に全てのサービスを24時間受け続けることでは介護保険は保険ですので、それ以前の福祉のように公的な費用で行うというよりか、必要な人がお金を出してサービスを受けるというのが趣旨なので、無限に利用するという事にはならないということになります。重度の方が少ししか利用しない、軽度の方が多く利用するというのは趣旨とは少し離れています。そこで限度額や限度回数などが出てきたわけです。現行の限度額で問題が相当生じているかというと実際

の利用率は50％程度で、理由の一つとしては、1割負担という面もありますが、全ての人が100％利用しているわけではありません。

熊切課長： 要支援者の支給限度額は決まっていて、その範囲で納まるように報酬単価に即して利用限度の回数等を設定させていただいている状況です。

竹内議長： これは永遠に続く議論なので、明快な答えの形はでないので、市民に奮起してもらうのはどうすればいいのかが核心を握ってくると思います。何らかの社会的支援を必要としている要支援者に対し、どういう有効な仕組みを作れるかを議論していければと思います。国の言ってきていることは言葉を弄しているだけで制度としてはあまりいいものが出てこないのではないかと思います。また、市の独自の要素を盛り込んでいく気概がないといいものがないのではないかと思います。特に市民力をどのように参画していただくかの議論ですね。この協議事項は今後も継続されるテーマとなりますので本日のところはここまでとしておきます。

(3) 報告事項（公開）について

竹内議長： それでは、議題の（3）報告事項の①幸区幸町老人ホームの事故について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料3」により説明）

竹内議長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

柿沼委員： 新聞社が記事にされた後に市役所が発表されたのですが、その辺の経過の説明をいただければと思います。

関川課長： 事故があると施設から事故報告を出していただくルールになっております。最初の2件につきましては、事故報告がすぐにあがってきました。8月頃になりまして、警察が調査しているようだという情報が入りました。施設に確認したところ2件ではなく3件ということが分かり、その時に3件目の事故報告を提出するよう指導し9月1日に提出いただきました。3件続くのはどうであろうということで9月10日前後に施設に話を聞きに行くことになってしまいましたが、新聞にその前に出たというのが時系列的なところなんです。今後事故報告の書式も工夫しまして全体の施設の流れの中で報告できないかと検討しているところであります。

竹内議長： 報告事項の②介護保険法等に基づく施設等の基準条例の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料4」により説明）

竹内議長： 地域支援事業に移されるのでそちらで条例化されるということです。

竹内議長： 報告事項の③介護保険制度改正における費用負担に関する見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料5」により説明）

竹内議長： 報告事項の④川崎市介護保険の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料6」により説明）

竹内議長： 報告事項の⑤地域密着型サービス等部会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料7」により説明）

竹内議長： 報告事項の③平成27年度介護保険運営協議会の開催予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料8」により説明）

竹内議長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

| | |------------| | （4）その他（公開） | |------------|

竹内議長： 事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 次回の日程を説明

竹内議長： 他に御意見などないようですので、以上をもって、第1回川崎市介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会合同会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。